

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成30年3月2日

|         |       |
|---------|-------|
| 八尾市監査委員 | 田中清   |
| 同       | 八百康子  |
| 同       | 小湊雅子  |
| 同       | 谷沢千賀子 |
| 同       | 大星なるみ |

記

1 措置の通知

平成25年度定期監査（健康福祉部）の結果に対する措置

平成30年2月23日付け 八地地第198号

平成30年2月23日付け 八健推第1775号

平成26年度定期監査（建築都市部）の結果に対する措置

平成30年2月22日付け 八建政第409号

平成26年度定期監査（水道局）の結果に対する措置

平成30年2月22日付け 八水経第253号

平成27年度定期監査（経済環境部）の結果に対する措置

平成30年2月22日付け 八経産産第124号

平成28年度定期監査（学校教育部）の結果に対する措置

平成30年2月23日付け 八教学学第254号

平成28年度定期監査（学校園）の結果に対する措置

平成30年2月26日付け 八教総人第1170号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

平成26年度実施建築都市部定期監査の結果に対する措置等の内容  
住宅管理課

| 指 摘 事 項  | 本通知時までに講じた措置又は改善方針等  |                    | H29. 2. 21までの取組等の内容  |         |
|--|--|--------------------|--|---------|
| <p>7 備品の管理について<br/>備品台帳から抽出し現品と照合したところ、所在確認ができないものが見受けられたので、備品全般について現品との照合確認を行うとともに備品台帳の整備を図り、適切に管理すること。</p> | 措置状況   | 1. 措置済(平成29年5月15日) | 措置状況   | 2. 措置予定 |
|  | <p>所在確認ができなかったものについては、故障や劣化により廃棄したことが確認されたため廃棄の手続を行いました。<br/>また、備品全般について、現品との照合確認を行うとともに、備品台帳を整備しました。<br/>今後は、会計管理者への備品現在高表の報告時には備品全般について現品照合を行い、適切な管理に努めます。</p> |                    | <p>集会所において、本年度改修工事行っていることから、改修後新たに必要となる物品の検討及び発注と併せて現品との照合確認を行っているところです。照合結果をもとに今年度中に備品台帳の整備を完了する予定です。</p> |         |